

総財務第144号
平成22年4月22日

関係都道府県知事

殿

関係指定都市市長

総務副大臣

平成22年度における過疎対策事業債の地方債同意等基準運用要綱について

「平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について」(平成22年4月1日付け総財地第79号・総財公第34号・総財務第131号総務副大臣通知)により別途通知することとしていた過疎対策事業債の地方債同意等基準運用要綱について、別紙のとおり定めましたので通知します。

なお、「過疎対策事業債の運用について」(平成12年5月8日付け自治導第80号)は廃止します。

おって、貴都道府県内の関係市町村にも周知されるようお願いします。

(別紙)

平成 22 年度過疎対策事業債の地方債同意等基準運用要綱

- 1 過疎対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）第 6 条第 1 項の過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づいて行う過疎法第 12 条第 1 項及び第 2 項に定める事業等に係る市町村の起債予定額等に基づき、同意等予定額を定めるものであること。
- 2 過疎対策事業債は、過疎地域の自立促進のための財政上の特別措置として設けられたものであり、市町村計画に基づいて実施する事業について充当するものであるが、市町村計画の実施に当たっては、一般財源はもとより他の特定財源をも含めて、総合的、計画的に運用するよう努めるものとする。
- 3 過疎対策事業債は、地域における創意工夫により真に過疎地域の自立促進に資する事業に重点的に充当するものとし、併せて当該事業の緊急度、事業効果等を総合的に勘案のうえ、各事業の推進に努めるものとする。
- 4 維持管理に相当の経常経費を必要とする施設を新設する場合には、適正な運用計画の確立及び後年度の財政負担についても十分に考慮するものとする。
- 5 一部事務組合が実施する事業について、過疎地域の市町村が負担する場合の経費、農業協同組合、漁業共同組合等の公共的団体又は一定の要件を備えた第三セクターが実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費及び一定の要件を備えた第三セクターに市町村が出資する場合の経費については、過疎対策事業債の対象とするものであること。
- 6 過疎対策事業債として、同意又は許可された地方債で、法第 12 条第 3 項の規定により総務大臣の指定したものに係る元利償還に要する経費については、その 70%が基準財政需要額に算入されるものであること。ただし、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅に係るもの、特定優良住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき国の補助を受けて建設する賃貸住宅に係るもの及び貸付け事業等償還財源が見込まれる事業に係るもの（償還が見込まれる額の範囲に限る。）は除くものとする。
- 7 過疎対策事業の対象事業は、法第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）第 6 条に、それぞれ定められているところであるが、その留意事項は、次のとおりであること。
 - イ 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

- ロ 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設を対象とするものであること。
- ハ 商店街振興のために必要な共同利用施設とは、本来商店街の負担において実施すべき施設を除き、公共駐車場、歩行者空間の魅力を高める施設その他地域の商店街の振興のために必要な共同利用施設（共同店舗については、地方公共団体が公営企業として運営するものに限る。）をいうものであること。
- ニ 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業として行う施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであり、施設を例示すると次のとおりであること。
- (イ) 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信移設を含む。）
 - (ロ) 電波遮へい対策事業費等補助金を受けて実施する共聴施設（受信対策共聴施設を除く。）の新設若しくは改修に係る施設・設備、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設の改修に係る施設・設備
 - (ハ) 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報格差是正事業法人が設置する、又は電波遮へい対策事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に基づく放送局に係る施設・設備
 - (ニ) 電波遮へい対策事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 5 号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
 - (ホ) 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備、又は別に定めるところによりブロードバンド・ゼロ地域解消事業として電気通信事業者が設置する施設・設備
 - (ヘ) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
 - (ト) 電波法第 2 条第 3 号に基づく無線電話
- ホ 下水処理のための施設に係る起債対象事業費には、地域し尿処理施設の整備事業費、合併処理浄化槽の設置に係る市町村の補助金及び公共下水道幹線管渠等整備事業に係る市町村の負担金を含むものであること。
- ヘ 診療施設とは、病院及び診療所、これらに従事する医師等の職員宿舍並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。
- ト 過疎地域の集落再編整備事業に係る住宅・宅地等の整備事業は、譲渡を予定しているもの

は、その性格上対象とならないものであること。なお、集落再編整備事業として空き屋を借り受けて整備する場合の増改築は対象事業に含まれるものであること。

チ 公立の小学校又は中学校の校舎等の耐震化に係る施設の増改築は対象事業に含まれるものであること。

リ 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設とは、太陽光などの自然エネルギーの活用とその啓発的な取組を進めるため、庁舎や学校など、地域の中核となる公共・公用施設における自然エネルギーを活用する施設又は設備であり、例示すると次のとおりであること。

(イ) 太陽光については、ソーラー発電、太陽光パネル等

(ロ) 風力については、風車による小風力発電等

(ハ) 水力については、小川や水路を利用した小水力発電等

(ニ) 地熱については、温泉を利用した給湯や暖房のシステム等

(ホ) 太陽熱については、太陽熱を利用した給湯や暖房のシステム等

(ヘ) 自然界に存する熱については、冬期に貯蔵した雪氷を利用した冷房システム、自然界に存在する温度差（空中と地中等）を利用したヒートポンプ等

(ト) バイオマス又はバイオマス燃料を熱源とした熱については、木質ペレットを利用したストーブやボイラ、生ゴミから発生したメタンガスを利用した給湯等

(チ) バイオマス燃料の製造については、生ゴミからメタンガスを収集する装置、木質ペレットの製造機材、廃食用油をディーゼルエンジンの燃料に再生する装置等

ヌ 過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト分）については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定められたものを対象とするものであり、基本的な考え方は、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）」（平成 22 年 4 月 22 日付総財務第 143 号総務大臣通知）によることとし、その他留意事項については、以下のとおりであること。

(イ) 発行額については、「過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 2 項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令」（平成 22 年総務省令第 49 号）に基づいて算定した額の範囲内であること。

(ロ) 地方財政措置の重複を避けるため、特別交付税の算定の対象外となること。

(ハ) 基金に積み立てた場合の活用については市町村計画に用途を明確にした上で、償還前の取り崩しも可能であること。